

## 1 賦課限度額の改正

賦課限度額とは、納税義務者(世帯主)に課税される年間の上限額のことです。本市は、平成 29 年度以降、国基準と同額としていることから、国の改正に合わせるため、同様の改正を行うものです。

(参考) 被保険者数:7,587 人 世帯数:5,411 世帯  
(令和 8 年1月 16 日現在)

### (1)賦課限度額の改正(案)

区 分	改正前 (国基準額)	改正後 (国基準額)	影響額
基礎課税額(医療分)	66 万円	67 万円	+1 万円
後期高齢者支援金等課税額(後期支援分)	26 万円	26 万円	0 円
介護納付金課税額(介護分)	17 万円	17 万円	0 円
子ども・子育て支援納付金課税額 (子ども支援分)	—	3 万円	+3 万円
合 計	109 万円	113 万円	+4 万円

### (2)改正による影響(令和 8 年 1 月 16 日現在)

区 分	対象世帯数	賦課限度額超過世帯数・超過額※(下段)		影響等
		改正前	改正後	
医療分 (0 歳~74 歳)	5,411 世帯	102 世帯	95 世帯	7 世帯 +985 千円
		51,301 千円	50,316 千円	
後期支援分 (0 歳~74 歳)	5,411 世帯	100 世帯	100 世帯	なし
		19,818 千円	19,818 千円	
介護分 (40 歳~64 歳)	2,295 世帯	72 世帯	72 世帯	なし
		9,536 千円	9,536 千円	
子ども支援分 (0 歳~74 歳)	5,411 世帯	施行なし	82 世帯	—
			2,102 千円	

※子ども支援分の改正後数値の算出にあたり、各世帯内の賦課人員のうち、18 歳以上と

18 歳未満の人員数それぞれを抽出する方法がないため、すべての賦課人員を 18 歳以上と仮定し、計算しています。

(3)超過世帯に該当する世帯の例  
 (ア)1人世帯の場合(40歳以上1人)

区分	賦課限度額に到達する所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
医療分	8,666(10,616)	8,801(10,751)	+135
後期支援分	8,750(10,700)	8,750(10,700)	0
介護分	6,809( 8,759)	6,809( 8,759)	0
子ども支援分	9,830(11,780)	9,830(11,780)	0

(イ)3人世帯の場合(40歳以上夫婦、子ども1人※就学)

区分	賦課限度額に到達する所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
医療分	7,855( 9,805)	7,990( 9,940)	+135
後期支援分	7,992( 9,942)	7,992( 9,942)	0
介護分	6,350( 8,278)	6,350( 8,278)	0
子ども支援分	9,463(11,413)	9,463(11,413)	0

## 2 軽減措置の拡充について

軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税の均等割(1人当たり)及び平等割(1世帯当たり)を一定割合(7割・5割・2割)軽減する制度です。

### (1)軽減措置の改正案

軽減種別	改正	所得基準額(世帯主及び国保加入者の合計所得)
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	改正前	43万円 + 30.5万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	改正後	43万円 + 31.0万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	改正前	43万円 + 56万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	改正後	43万円 + 57万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、給与所得者等の数が2人以上の場合のみ加算対象となります。

## (2)改正による影響(令和8年1月16日現在)

軽減種別	軽減世帯数(世帯)			軽減額(千円)		
	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
7割軽減	1,474	1,474	0	95,820	95,820	0
5割軽減	679	688	+9	36,704	37,235	+531
2割軽減	580	597	+17	12,599	13,145	+546
合計	2,733	2,759	+26	145,124	146,200	+1,076

※全世帯(5,411世帯)のうち、軽減世帯の割合 50.5%→51.0%

※給与所得者等の数は、1人として算出しています。

※令和7年度は制度施行前であり、比較ができないことから、子ども支援分は加味せず算出しています。

## (3)軽減世帯に該当する世帯の例

### (ア)1人世帯の場合

軽減種別	軽減対象となる所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430( 980)	430( 980)	0
5割軽減	735(1,385)	740(1,390)	+5
2割軽減	990(1,640)	1,000(1,650)	+10

### (イ)3人世帯(給与所得者等が1人)の場合

軽減種別	軽減対象となる所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430( 980)	430( 980)	0
5割軽減	1,345(2,039)	1,360(2,059)	+15
2割軽減	2,110(3,131)	2,140(3,175)	+30

※( )内の給与収入額については、所得税法により定められた給与所得額の算出方法上、一致する給与所得額が発生し得ない場合、発生し得る給与所得額の中で一番近い額から逆算した給与収入額を記載しています。